平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	1	府 省 庁 名　文部科学省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（都市計画税 ）
要望項目名	図書館、博物館及び幼稚園を設置する民間団体に係る非課税措置の創設
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 図書館、博物館、幼稚園 ・特例措置の内容 非営利型の一般社団・財団法人が設置する図書館、博物館、幼稚園について、他の設置主体が設置する施設と同様に固定資産税等の非課税措置を講じる。
関係条文	地方税法第７３条の４第１項第３号、第３４８条第２項第９号、 第７０２条の２第２項、同法附則第４１条第１１項、第１２項
要望理由	図書館、博物館、幼稚園は、地域住民に対して社会教育・学校教育を提供する重要な役割を担っており、法令に定められた一定の基準を満たす者のみが設置できる公益性の高い施設である。これらの施設は、法律により設置主体が限定されており、現在、その公益性の観点から、一般社団・財団法人以外が設置するものについては、固定資産税等が非課税とされている（なお、平成２０年度税制改正において、これらの施設を設置する一般社団・財団法人に係る固定資産税等の取扱いについては今後の検討とされたところ）。 公益法人制度改革に伴い設けられた一般社団・財団法人については、特例民法法人から移行するものがほとんどであり、図書館、博物館、幼稚園については、従来から固定資産税等が非課税とされていたことから、新しい制度への円滑な移行を図り、民による公益の増進に寄与する観点から、他の設置主体が設置する施設と同様に固定資産税等の非課税措置を講じる必要がある。
減収見込額	（初年度）７９（一）　（平年度）７９（一）　（単位：百万円）
地方税以外の措置　既存	・国税　・融資、補助金その他 ・非営利型の一般社団・財団法人に対する特例措置 （法人税）
地方税以外の措置　21年度の要望	・国税　・融資、補助金その他
過去の要望経緯	20年度　公益法人制度改革に伴う現行の税制上の特例措置の維持 21年度　一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人が設置する博物館、図書館、学術研究施設、医療関係者の養成所、社会福祉施設等に係る非課税措置の創設
本要望に対応する縮減案	